

岡山市高齢者日常生活用具給付事業事務取扱要領

(目的)

第1条 岡山市高齢者日常生活用具給付事業については、岡山市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、この要領に特段の定めのない限り、要綱で使用する用語の例による。

(対象者の定義)

第3条 要綱別表の対象者欄で使用する用語の意義については、次のとおりとする。

(1) 一人暮らし高齢者等 次のいずれかに該当する者であって、その状態が継続すると市長が認めるもの。

ア 単身世帯の高齢者

イ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のランクB又はランクCに該当する高齢者と同居する高齢者のみの世帯

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その等級が1級若しくは2級のもの又は療育手帳の障害等級がAに該当する者と同居する高齢者の世帯

エ 認知症等により緊急事態に対応することが困難であると認められる者と同居する高齢者の世帯

(2) 寝たきり高齢者 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の判定基準がランクB又はランクCの高齢者であって、その状態が継続すると市長が認めるもの。

(対象者の認定)

第4条 要綱第2条の給付対象者の認定に当たっては、十分な実態調査を行うとともに、当該対象者に対し、専門職による訪問指導が実施され、又は地域包括支援センターの職員若しくはケアマネジャー等が関与する世帯である場合には、これらの者と連携を密にすることとする。

(申請対象者等の定義)

第5条 市長は、要綱第4条第1項の用具の給付を受けようとする者、給付決定者の属する世帯の世帯員又は給付対象者と別居の4親等内の親族（以下「対象者等」という。）以外の者が手続きの代行をする場合には、対象者等の承諾を得ていることを確認するものとする。

(世帯及び生計中心者)

第6条 要綱第7条第1項の世帯とは、現実に住居を同じくしている親族の集合体をいい、同項の生計中心者とは、対象者の属する世帯の世帯員のうち、最も収入の多いものをいう。

(対象者の世帯状況の確認)

第7条 市長は、要綱第4条第2項の決定を行うに当たり、職員による直接の実態調査を行うとともに、地区民生委員、地域包括支援センターの職員、ケアマネジャー等からの意見聴取に努めることとする。

(費用の負担)

第8条 要綱第7条に規定する費用の負担については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 1人の対象者が複数の種目の用具の給付を受ける場合も要綱第2条第2号の表の利用者負担額の欄に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)と同額とする。
- (2) 同一世帯に複数の対象者がいる場合は、それぞれの対象者ごとに負担するものとする。
- (3) 同一年度内において、再度、別種目の申請が行われた場合は、利用者負担額から当該年度内において既に決定した利用者負担額を差し引いた額を当該申請にかかる負担限度額とする。

(給付申請書控、給付決定通知書控、見積書の送付)

第9条 市長は、申請を受け、給付の可否及び自己負担金を決定した後、速やかに給付申請書の控え、給付決定通知書の控え及び見積書を支払いを行う部署に送付するものとする。

(住所地の移動に伴う処理)

第10条 申請者又は給付決定者に転居があった場合、市内の他の福祉事務所所管区域への転居にあつては、給付申請書、要綱第10条の高齢者日常生活用具給付決定者別台帳の書類(以下「給付申請書等」という。)を当該区域に所在する福祉事務所に送付することとし、市内の同一の福祉事務所所管区域又は市外への転居にあつては、給付申請書等の送付は要しないものとする。

(生計中心者の変更に伴う処理)

第11条 用具の給付を受けようとする者が給付申請書を提出した後、同者の属する世帯の生計中心者が変更となった場合は、給付決定前にあつては、変更後の生計中心者の前年の所得税額により自己負担金を算出し給付決定又は却下を行うものとし、給付決定後にあつては、当該給付決定の内容の変更を行わないものとする。

- 2 前項の規定は、用具の給付を受けようとする者が給付申請書を提出した後、同者の属する世帯の生計中心者の所得税額が更正された場合の処理について準用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。